

国民健康保険税「多子減免制度」の創設について

30年度開始予定の「多子減免制度」の年齢を広げ、激変緩和措置を充実します。

新提案

対象者 **22歳(大学4年生)以下**の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者
対象 148世帯 189人
減免総額 540万円程度

前回提案

対象者 **18歳(高校3年生)以下**の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者
対象 110世帯 144人
減免総額 410万円程度

各案共通

実施時期 平成30年度課税分から適用
所得制限 所得400万円以下の世帯で、所得未申告者がいない世帯に限る。
対象額 **3人目以降の被保険者に係る医療分の被保険者均等割額・・・全額免除**
3人目以降の被保険者に係る支援分の被保険者均等割額・・・全額免除
介護分の被保険者均等割額については40歳未満のため賦課されません。
申請方法 該当者に申請書を郵送
例規 制度の詳細は国民健康保険税減免取扱要綱の改正にて規定